

聞こえに支援を必要とする児童の 補聴器購入・修理費を助成します

長岡京市では、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴のある児童に、言語・コミュニケーション能力の習得や生活・社会適応訓練を促進し、健全な発育を支援するため、補聴器購入及び修理にかかる費用の助成を行います。

(平成27年4月開始)

対象者

次のいずれにも該当する児童

- ①保護者が長岡京市に住所を有する
- ②身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない児童
- ③医師に、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された児童
- ④0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日までの人

※市町村民税所得割が46万円以上の方がいる世帯、他の法令等で助成を受けているときは対象となりません。

助成対象

補聴器の購入及び修理

助成額

助成額は、補聴器の購入及び修理の基準額に、世帯区分に応じた助成率を乗じた額になります。

世帯区分	助成率
市町村民税課税世帯	3分の2
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	10分の10

※補聴器の助成は1個(片耳分)です。医師の意見書により両耳の装用が必要と認められたときは2個(両耳分)まで申請できます。

※申請に必要な医師意見書の作成にかかる費用は申請者負担となります。

お問合せ先

長岡京市障がい福祉課障がい支援係
電話 075-955-9710 ファクス 075-952-0001

裏面も
ご覧ください

申請の手順・必要なもの

※補聴器の購入、修理の前に申請が必要です

①相談・申請	購入・修理前に障がい福祉課で相談・申請
②医師意見書の作成	医師の診察(聴力検査等)を受け、医師意見書を作成してもらいます。 ※医師意見書は、障がい福祉課にあります ※修理の場合は不要です
③見積書の作成	補聴器取扱業者で見積書を作成してもらいます。 ※代理受領の委任を希望するときは、京都府知事と補装具費の代理受領の契約締結済みの業者に限ります
④申請書等の提出	1. 申請書 2. 医師意見書 3. 見積書 4. 印鑑 ※申請の日の属する年の1月1日において市内に住所を有しない者にあつては、同日における申請者の住所地の市町村が発行する世帯員全員の市町村民税課税証明書が必要です。
⑤助成決定	市で提出された書類を審査します。助成を行う場合には、申請者に決定通知書、支給券等を送付します。
⑥補聴器の購入・請求等	支給券を補聴器取扱業者に提示し、補聴器を受け取ります。 支給券の受領欄に補聴器を受領したことを記入・押印します。 (償還払いのとき) 補聴器取扱業者へ助成額と利用者負担額を支払います。支給券、請求書に助成額を支払った領収書を添え、市に請求します。 (代理受領の委任を希望するとき) 利用者負担額を支払い、委任状に記入・捺印し、支給券と委任状を補聴器取扱業者へ渡します。

助成対象の補聴器と基準額など

購入及び修理に係る基準額は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に定める価格によります。

購入

名称	1個あたりの基準額	基準価格に含まれているもの	耐用年数
高度難聴用ポケット型	44,000円	補聴器本体(電池を含む)	5年
高度難聴用耳かけ型	46,400円		
重度難聴用ポケット型	59,000円		
重度難聴用耳かけ型	71,200円		
耳あな型(レディメイト)	92,000円		
耳あな型(オーダーメイト)	144,900円		
骨導式ポケット型	74,100円	補聴器本体(電池を含む)・骨導レシーバー、ヘッドバンド	5年
骨導式眼鏡型	126,900円	補聴器本体(電池を含む)	

※イヤーマールド等を必要とする場合は加算があります。補聴器支給の要件については、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準じます。